

159-参-厚生労働委員会-4号 平成16年03月24日

※天下り、年金未納、社会保険施設問題、年金の財政見通し等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

本日は予算の委嘱審査ということでございますが、私も予算委員会のメンバーで予算の審議に参画させていただいておまして、予算委員会を通じて疑問に思ったこと、またあるいはこうあるべきじゃないかと、このように思ったことなどにつきまして質問させていただきたいと思っております。

まず、これは私自身が質問させていただき、大臣ともやり取りをさせていただいた件でございますけれども、いわゆる総理がおっしゃった天下り禁止令と、こういうことがございました。総理の発言を拾いますと、自分の役所の特殊法人に行ったり、独立行政法人に天下りしていくのはもう許される時代じゃないと、次からはもうそうしないということをはっきり言明しておりますと、このようなことをおっしゃったわけですが、その後で厚生労働事務次官大塚さんの発言、いささか論理的ではないと、こういった発言もあったわけでございますが、そのとおり私は大臣にお伺いしましたところ、そのことは聞いてないと、そういう御答弁だったんですけれども、次官からその後そのことについてお話を聞かれたでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） その後どういう発言であったかというのは、発言は、発言メモ残っておりまして、それを読みますとこういうことになっております。

次官であるがゆえに制約を受けるというのはいささか論理的な整理ではないと思うが、少なくとも次官であるがゆえに固定的なポストが準備されるというような硬直的な考え方を取る必要はないし、適当ではない。ただ、裏を返していえば、次官であるがゆえに特定のポストに行ってはいけないということについては議論をさせていただきたいというのがそのときの趣旨、その発言の要旨でございます。

いろいろなことをおっしゃっているわけで、必ずしもこの総理の言われたことに対して反対だということを言っているわけではないというふうには思いますが、いずれにいたしましても、先日も私が申しましたときに、総理が言われたその総論というものは踏まえてこれからやっていかなければいけないということを委員にも御答弁を申し上げたというふうに記憶をいたしております。

今後いろいろありますからしっかりやっていきたいというふうに思いますし、またそれ以後官房長官からも一つの基準みたいなものもお示しになったというような経緯もございますので、そうしたことを参考にしながらやっていきたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 今おっしゃった官房長官の御見解は、役員の半数以下にすると、こういうような趣旨ですけれども、今後厚生労働省としてもそういう趣旨でやっていくということですか。

○国務大臣（坂口力君） そうさせていただきたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 今よく言われておりますのは、労働者健康福祉機構とか医薬品医療機器総合機構の理事長に次官、局長経験者がというような話も出ているわけですが、そういうことについてはどういうふうに対処されていくのでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 全体で独法が十一ございます。それを、一々チェックしているわけでございますが、半分以下にするということで今やっております。

○辻泰弘君 大臣は、さきの予算委員会で、私の答弁に対して、「次官だとか局長だとか、その出身者は何か次のポジションに就くのが当然だという考え方を持っておることは間違いであると」、こういうふうに明確におっしゃっていただいたところでございます。私自身、キャリアの方が一人だけ残るまで四十代から肩たたきが始まるというのも非常に変な話だと思っております。六十歳まで皆さん勤めていただいたらいいじゃないかと、このように思うわけでございます。

そういった意味で、総理の大方針があり、また、坂口大臣の私としては非常にもっともだという御見解をお示しいただいておりますので、その精神を貫徹しながら、やはり半数ということも、更に、それは半数がいいんだということではなくて、それはもっと縮小していくという方向でのお取組につないでいただきたいと思うんですが、そのことについて、大臣、決意をお願いいたします。

○国務大臣（坂口力君） まあ徐々に進めていかなきゃいけないというふうに思いますが、今お話がございましたように、五十二歳とか五十三歳といったような年齢で肩たたきをするというようなこの制度はやめていかなければいけない。やはり少なくとも六十歳までは働いていただけるようにしていくということが大事だというふうに私も思っております。そうしたことを、役所の方にも段階的にそういうふうに進めていくというふうにしてほしいということを今言っているところでございます。

○辻泰弘君 その方向でのお取組をお願いしておきたいと思えます。

次の問題といたしまして、国民年金保険料の収納対策ということで、これもテレビ撮り、テレビが入ったときの我が党の内藤委員と総理とのやり取り、あるいは坂口大臣とのやり

取り等もあった件でございます。

すなわち、具体的には、確定申告の際に国民年金の保険料を払っているかどうかをチェックするための証明書を添付するかどうかと、こういう部分に突き当たったわけですが、ただ私は、これは実は、それ以前に今度の年金改革の法案の資料をいただいていたものですから、そのことをお答えになるのかと思いきや、そうでなかったというのは率直に言って意外だったんですけれども。

厚生労働省の方針としては、年金改革の中の資料の中で、「社会保険料控除の手続の見直し」ということが書いてあって、「未納者について国民年金保険料に係る社会保険料控除が適用されないようにするための措置を講じる。」と、こういうことを言っておられて、このことの意味は、社会保険庁と国税庁が連携を取られて、事前に、事前といいますか、確定申告の前に未納である方をチェックできるように情報を通知しておく。

ですから、窓口行った段階で、確定申告の段階でもう既に分かるんだ、添付、ある意味で添付する以上のことをやると、こういうことを私は言っていらっしゃると思っていたものですから、少し展開が、いいヒントをいただいたという総理の発言とか、また坂口大臣も、お聞きしましたところ大変いい案のように思いますから、よく相談させていただきまして決めさせていただきたいと、このようにおっしゃったんですけれども、もう既に私は、この案で国税庁と社会保険庁が相談されてやり方が決まっていると、法改正は伴いませんけれどもね、そういうふうに思っていたんですけれども、それは違ったんでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 税務署あるいはまた、税務署といいますか国税庁、それから市町村の税務担当者との間でどういうふうにしたら一番いいかということはずっと今までからやってまいりまして、そしてお示しをいただくということが可能なかどうかということもあるようでございます。それは、例えば市町村なら市町村の地方税をおやりになっている皆さん方の立場からすれば、それは自分たちが管理をしている問題で、それを社会保険庁なら社会保険庁に全部それを言ってもいいのかどうかという問題もあるようでございます。

しかし、そうしたことをよくお話をさせていただいて、そして市町村の方でお持ちをいただいておりますそのデータというものをちょうだいをする、そしてまた国税庁との間でもできる限り情報を交互に提供をするといったようなことによって、この社会保険の問題のできるだけ速やかな解決を図るといったことで鋭意進めてきたことは事実でございまして、先日、より具体的にと申しますか、この行い方につきましての御発言がございましたので、そのことに対して、それも一つの案と、案だなというようなことでお答えを申し上げたところでございます。

その辺のところは、事務レベルの具体的な問題もございまして、よく相談をいたしまして、早く結論を出すようにしたいと思っております。

○辻泰弘君 私は、今回の年金改革の資料の一環でそのことが明示されておりましたので、いつまでにどうするということがしっかりと内実としてあるというふうに思っていたんですけども、非常に聞いてみるとまだまだこれからだというような感じがするわけでございます。そういう意味では、「国民年金保険料の収納対策の強化」という見出しの中に一項目として挙げられているのも率直に言っていかなものかと思ってしまうわけでございます。率直に言って、徴収に向けての、正確な捕捉に向けての熱意の少なさを率直に言って感じてしまうようなところがあるわけでございます。

ただ、いずれにいたしましてもこの部分は大事なところでございますから、私は添付という以上に情報の交換ということで対応すべきだと思っておりますけれども、そういうお取組をお願いしたいんですが、国税庁としてどう取り組まれるか、国税サイドの御見解をお示してください。

○政府参考人（西江章君） お答えさせていただきます。

国民年金の保険料につきましては、確定申告に当たってその額を証明する書類の添付というのは義務付けられていないわけでございますけれども、税務調査等による納税者との接触の際や納税相談の際の納税者とのやり取り、あるいは情報に基づいて未納があるため社会保険料控除の適用を認めることが適当でないことが判明した者については確実に是正を行うこととしております。ただし、近年、未納者の増加に伴いまして、未納がありかつ控除適用の申告があるというケースが想定されますので、国税当局としては、未納者に関する情報を社会保険庁から入手し、確実に是正が図られるよう適切に対処してまいりたいと考えております。

情報提供の具体的な内容については、どのように効率的かつ確実に行うことができるかという観点から、現在、社会保険庁、税務当局間で協議、検討を行っているところでございます。

国税庁としては、提供された情報に基づき社会保険料控除の適用の適否につき適正な執行が図られるよう、適時適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 今、義務付けられていないという話ですが、義務付けるためには法改正が必要なんですが、何が必要になるんですか。

○政府参考人（西江章君） お答えいたします。

現在、所得税法の中で証明書の添付が義務付けられておりませんので、証明書の添付を義務付ける場合には法改正が必要かと存じます。

○辻泰弘君 それから、先ほど森委員から質問のあった江角さんの関連でその答弁について聞いておきたいんですけども、これは二年間さかのぼって払われたということなんで

すけれども、それは国民年金法の時効、百二条の「時効」のところの規定に、「二年を経過したときは、時効によつて消滅する。」というところから、結果としてそういう形になっているというふうに聞いているわけですがけれども、国税の場合はその徴収権の消滅時効は五年ということになっているわけです。

いろいろ考えもあるとは思いますが、二年というのは少し短いんじゃないかと思うんですけれども、その延長について御検討なさるかどうかをお聞きしたいと思います。

○政府参考人（吉武民樹君） 今、先生がお話ございましたとおり、会計法によります国に関する債権債務の消滅時効は、一般的には五年という形でございます。ただ、国民年金の場合には、非常に大量の事務を処理をする必要があるということで、会計整理上の債権債務関係をなるべく早く確定をしようということで二年という時効を講じております。

保険料負担能力がない方につきましては、基本的には免除制度、あるいは学生の方につきましては特例納付制度という仕組みを取っております。この方たちにつきましては十年間追納ができるという仕組みを取っております。どちらかといいますと、保険料負担能力はあるけれども二年間の納期限に納付していただけない方ということになってまいりますので、納期限どおりに納付している被保険者が片方におられる一方で、保険料負担能力のある方について非常に納付を遅らせるということがいかがということもございまして、私どもとしては慎重に、そういう面も含めまして慎重に検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

○辻泰弘君 今のお話は、その事務負担の見地から二年ということが来ているということが一つの大きな理由だと思うし、実務的にはそうかもしれませんが、しかし、やはり年金というものの精神から考えますと、できるだけ多くの方に、もちろん給付段階での皆年金も保障したいということが本来あるべき姿にあるわけで、ただ、それを無制限に何年もやっていっては皆そうなっちゃうんではないかということもあり得るわけですから、そこはおのずと限度はあると思えますけれども、しかし事務的なことでの理由だったらそれは少し乗り越えていただいて、五年とかそういった形に延ばすということもやはりあってしかるべきだと思うんですが、大臣、御検討いただくことはどうでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 昨日、浅尾議員でございましたか、御質問のときにも御答弁を申し上げたわけですが、私も二年というのはちょっと短過ぎるなど、こう実は思っております。内部でもそういうふうに言っております。検討させていただきます。

○辻泰弘君 この点も大事な問題だと思いますので、お取り組みのほどお願いを申し上げます。

次に、もう一つのポイントは、実はいわゆる年金等の社会保険施設の問題でございます。

議論はたくさん出ておるわけで、またこれからも出ると思いますけれども、私は聞いておりました、ひとつ是非こういう資料が示されるべきだと、このように思ったことがございますものですから、そのことを申し上げたいと思うんです。

それは、実はいろいろお話聞いていて、私も役所から聞いたりしているんですけども、それぞれの施設がどこの財源、すなわち厚生保険特別会計、国民年金特別会計、いろいろある。厚生保険特別会計には健康勘定もあれば年金勘定もあれば児童手当勘定もあれば業務勘定もあると。こういうことになっているわけですけども、どこからお金が出て、あるいは一般会計から繰り入れられたものを使っていることもあるかもしれないんですが、どこの勘定なり主体に帰属するのかというのは必ずしもよく分からないで、例えば社会保険健康センターなんというのは両方から出ていてどれがどれか分からないみたいな、そんなこともあったわけでございます。

そういう意味で、私といたしましては、厚生保険特別会計、また国民年金特別会計の負担において建てられた全施設、厚生年金保険の福祉施設や社会保険健康センターなどですけども、その財源のリスト、施設の一件ごとの、財源どこから出てきた、それ、額がどうで予算はどうだった、設立、いつ設立して管理の状況、管理者はどうだと、こういうものを、かなり網羅的になるとは思います、やはり一度ここで整理して出していただきたいと思うんですけども、大臣いかがでしょうか。

○政府参考人（薄井康紀君） 今、委員御指摘ございましたように、厚生保険特別会計あるいは国民年金特別会計でいろんな施設を整備しております。厚生保険特別会計の方は政府管掌健康保険の部分、厚生年金保険の部分、児童手当の部分というのが確かにございます。それぞれが単独で持つておる施設もあれば総合的な施設として整備しているものもございます。これらについて申し上げますと、厚生保険特別会計あるいは国民年金特別会計の福祉施設、これは福祉施設事業、被保険者の福祉の向上を図るものということで保険料で整備をされてきておりますし、一方で、庁舎等は、これは従来は一般財源、現在は特例措置で保険料財源ということになっているわけでございます。

これらにつきまして、相当以前に整備されたものもございますので、御指摘のものが全部完全に整理できるかどうかというところはございますけれども、金額、あるいは財源負担がどうなっているか、建築年度と、こういったものにつきまして、現在、例えばある施設があると、それがどの健康保険のものか、年金のものか、そういうのはきちっと国有財産の管理上もやっておりますので、そこら辺も含めまして整理をさせていただきたいと思っております。少しお時間をいただきたいと思っております。

○辻泰弘君 基本的な資料だと思いますので、是非取り組んでいただいておりますようにお願いしておきたいと思っております。

それで、次、これも同じくこういう資料あるべしということにつながるんですけども、

年金の財政見通しについてでございます。

今回、二月に政府案をまとめられて、それを踏まえた厚生年金の財政見通し、国民年金の財政見通しが平成十六年財政再計算という中で提示されているというわけでございますが、私はこれの、これ以外にもいろんなパターンを示していただいて、やはり考える素材に提供していただきたいと、こういう見地からお聞きしたいと思うんですけれども、まず、これは中位推計から、人口の中位推計から成っているわけですけれども、低位推計に結局なるんじゃないかという議論も多いわけですが、私は低位推計の場合どうなるかということもやはり出していただくべきだと思うんです。

現に、所得代替率への影響ということは、少子化進行ケースということで低位推計の場合出しておられるんですけれども、当然財政見通し自体も作っておられると思いますから、中位推計は出しておられるわけですから、低位推計の場合のマクロ経済スライドがずっと続くという想定になるのかと思いますが、それを出していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君） 先生が御指摘のとおり、今回の年金制度改正案の試算の一番基準的なケースで申し上げますと、人口が二〇五〇年に合計特殊出生率一・三九と、人口で申し上げればこれを標準としまして所得代替率が最終的に五〇・二%という見込みをお示しを申し上げております。仮に出生率の改善が見られず、低位推計の一・一〇まで低下するという場合には、中位推計の場合のように給付水準で五〇・二%では給付と負担の均衡を図ることができない状態になってまいります。

今回の法案では、所得代替率は下限の五〇%に達したところで給付調整を終了し、あるいは給付調整を緩やかにいたしまして、その代わり負担と給付全体につきまして見直しを行うということになってございますが、今先生がおっしゃいましたように、そういうことで制度的には給付水準五〇%を目指すということになっておりますが、仮にマクロ経済スライドの適用を続けて、ずっと続けまして財政の均衡を図るといふうにいたしますと、所得代替率は四六・四%というふうになってまいります。この場合の実際の動態計算あるいは社会経済状況が標準ケースより変わった場合につきましても、そういう収支見通しにつきまして取りまとめましてお示しを申し上げたいと思います。

○辻泰弘君 それでは、そういう形をお願いいたします。

それと、やはり現行維持、現在の保険料水準と給付水準を維持した場合にどういう形になっていくのかと、まずそれを見るところからまたどう改革すべきかということでも出発すると思うので、ですからそのことのケースも出していただきたいということと、それから、これは大臣の答弁などでも、今、今度は財政特例法で社会保険の年金の保険料から事務費を流用しているというその部分を十七年度にはなくすといいますか、そういう方針を持っていらっしゃる私は思っていますが、そうであればそのことも入れた財政計算ですね、

それは今は十六年度の措置が継続するという前提で作ってあるわけですから、それがなかりし場合というものを作るべきだと思うんですが、その二つ、いかがでしょう。簡単に、簡潔に結論だけお願いします。

○政府参考人（吉武民樹君） まず最初のお尋ねでございますが、平成十四年の一月の人口推計を前提としまして十二月に公表いたしましたいわゆる「方向性と論点」におきまして、給付水準維持ケースについてお示しを申し上げております。

その際の保険料率を申し上げますと、国庫負担割合二分の一で二三・一%、三分の一で二六・二%でございます。国民年金につきましては、二分の一の場合に月額二万五百円、三分の一の場合は二万九千三百円でございますが、今回の改正案で給付水準維持といたしましても制度改正によって変わっている部分もございますし、それから基礎的な指標がちょっと変わっている場合もございますので、私どもは改めて計算をいたしましてお示しをしたいと思っておりますが、少し悩ましい点を申し上げますと、今回のマクロ経済スライドによりまして、例えば国民年金で申し上げますと、最終の保険料が一万六千九百円まで抑えることができるという状態になっています。このことを前提といたしまして毎月の保険料の引上げ幅を二百八十円という形で計算をいたしておりますので、今申し上げましたように、給付水準維持の場合に保険料の引上げ幅を本当に二百八十円で考えていいのか、非常に高くなってまいりますので、保険料の引上げ幅を小さくいたしますと最終保険料が非常に上がってまいりますので、そういう点もちょっと若干検討を要しますので、そういう検討もしながらお示しを申し上げたいというふうに思っております。

それから、二点目でございますが、これはなかなか、端的に申し上げまして、十七年度以降の予算編成がどういう形になってくるかという、形になってくるんだろうというふうに思います。約一千億という額でございますので、端的に申し上げますと、予算編成上のシーリングとしては相当大的な取扱いになりますので、なかなか将来の姿がどうなるかというのはお示ししにくい点もございまして、そういう点の検討もよく踏まえながら、また必要があれば考えていきたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 将来見通しでございますから、当然前提を置かざるを得ない。ある程度割り切りは持たざるを得ないわけですが、後者の方にはある程度理解もいたしますけれども、現行維持の場合どうなるかという基本の部分は一定の前提は明示していただければいいわけで、それはもちろん固定的になるわけじゃないわけですが、やはり今のは一体どうなるのというのを見て、それでまたいろいろ考えるという、そういうものが基本的にあるべきだと思いますので、是非御提示いただくようお願い申し上げます。

それから、もう一点、これは別の角度でございますけれども、これまで厚生労働省は、平成六年と平成十二年、そして平成十四年にはその平成十二年の改訂版ということで、「社

会保障の給付と負担の見通し」というものを示してこられたわけでございます。

これはいわゆる社会保障給付、年金、医療、福祉がどうなるのか、社会保障負担がどうなるのかと、こういう見通しを示してこられたわけですが、やはり私どもからいけば改革の名に値せずというふうに言うわけでございますけれども、大臣といたしましても、抜本改革なのか抜本的改革なのかという表現がございますけれども、そのようにおっしゃっていることでありますれば、当然にこの社会保障給付と負担の見通しというものも今日段階での前提条件を入れて新たに示されるべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） これは平成十四年の五月でございますが、一応、社会保障に係る給付と負担の見通しというものを示しております。しかし、これは年々歳々変化もしていくことございますから、新しい立場で、今度年金のこの改正について今出しております制度というものを踏まえればどうなるか、あるいはまたこれを別の角度にすればどうなるかといったことは議論しなければいけないわけでございますから、私たちもまたそれは出したいというふうに思います。

ただ、それとは別に、いわゆる社会保障に対する負担というものをいわゆる国民負担率の立場から、全体として二〇二五年なら二〇二五年にどのぐらいに抑えるべきかといったような議論が経済財政諮問会議でもあるようでございます。我々の方は、現状を積み上げていけばこうならざるを得ないということを主張しているわけでございますが、一方、全体として、それは積み上げではなくてここで抑えてもらわなければ困るという議論も率直に言っているわけでございます。

厚生労働省は厚生労働省としての考え方に基きまして、今後の高齢化率等を考えましたときに、年金、医療、介護、どうなると予測するかというものにつきましては我々の考え方を明示したいというふうに思っております。

○辻泰弘君 国民負担率は私も余り合理性がないと思っております、今おっしゃった趣旨はよく理解するところでございます。

いずれにいたしましても、見通しについては御提示いただくようお願いしておきたいと思っております。

もう一つ、これはむしろ簡単なことかもしれませんが、今回、年金改革関連の資料を提示されている中で、国民年金、基礎年金の計算式、厚生年金報酬比例部分の計算式と、これは現行のことは示しておられるんですけれども、今回の、今回というか政府案でいった場合にどういう算式になるかということを知りたいと思って追っ掛けたら実はなかったと、聞いてみれば出していないということだったんですが、やはりこれは分かりやすくするためにも示されるべきだと思っておりますけれども、お願いできるでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君） 今回、マクロ経済スライドを導入することによりまして変更点がございまして、一つは厚生年金の報酬比例部分でございまして、これは賃金の再評価を行いまして、言わば賃金スライドを行って年金額を計算するという形でございまして、これは二〇二三年までの調整期間につきましては全体の制度を安定化を図るために、いわゆる保険料負担、年金制度を支える力と申しますか、ここにつきましてその減少と申しますか、これを反映させて緩やかに給付水準を抑制していくという考えでございまして。

そういう意味でこの再評価のところが非常に大事でございまして、先生がおっしゃいますように、この点について分かりやすい説明に心掛けたいと思います。

それから、もう一点でございまして、基礎年金につきましては従来、五年に一回、物価の伸びあるいは賃金の伸び、あるいは消費支出の伸びを総合的に勘案をいたしまして、言わば政策的に水準を設定をいたしておりますが、今回の改正案では基本的には、二〇二三年以降安定をいたしますと、基礎年金につきましては賃金の上昇に応じて年金額を上げていくという考えでございまして。

しかし、先ほど申し上げましたように、全体の制度安定のための調整期間がございまして、その間は賃金の上昇から今申し上げましたような調整率を引いて基礎年金水準を定めていくというのが基本でございまして、この点は従来になかった考えでございまして、この点もできるだけ明示をいたしまして、お分かりいただくように努力してまいりたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 ですから、何年まではこういう式で何年以降はこうだということは、それはそれであっていいですし、下に断り書きが入るのは、それは仕方がないと思うんですが、いずれにしても、算式として分かるようにしていただきたいと、そういうことでよろしいですね。

○政府参考人（吉武民樹君） 分かりやすい算式で御説明申し上げたいと思っております。

○辻泰弘君 次に、年金制度の、公的年金制度の一元化のことでお聞きしておきたいと思っております。

私も予算委員会で質問をしまして、大臣にもお聞きしたんですけども、そのときはちょっとまだそれほど前向きとも言えないと言ったら恐縮ですけども、そういうような御発言だったと思うんですが、その翌日に記者会見をされたときには、共済年金もいつまでできるかといえば、行き詰まる時があると言われていたわけであり、早く厚生年金に一元化していくということが望ましいと、方向性としては一元化の方向だというふうに私は思っておりますと、こういうふうな会見でもおっしゃっているわけなんですけど、このことについて、もう一度基本的に取り組んでいかれる決意を聞いておきたいんです。短めでお願ひします、済みません。

○国務大臣（坂口力君） 年金の一元化の問題が議論されておって、一元化の問題にはいろいろの意味合いもあるというふうに思いますが、いわゆる職域年金の一元化という問題、今御提示されたのはそういう意味かというふうに理解いたします。

これは今までも、国鉄、旧国鉄でありますとか、たばこ産業でありますとか、そうしたところの問題も本当にもう行き詰まってから、もうやれなくなってから厚生年金と一緒にというような話が出ましたりするわけで、それは私は、行き詰まってから言うのでは遅過ぎる、そしてまた厚生年金の側もそれはなかなか受け難いというふうに思っております、そういうふうになる前から既にやはり一元化は進めていくべきだというのが私の基本的な考え方でございます。

ただし、現在のところは、国家公務員と地方公務員との財源の一元化というのは今進んでいるという段階でございますから、少し私のスピードとは違うというふうには思っておりますけれども、私個人はそういうふうには、もう少し全体として職域保険は職域保険としての一元化を進めていくべきだと私は思っております。

○辻泰弘君 職域年金の一元化とおっしゃったんですけれども、元々の精神は公的年金全体の一元化にあったのではないかと私は思います。

これは前の委員会でも五十九年の閣議決定のことを申しましたけれども、大臣はそうとも読めるというお話だったわけですが、私は素直に後からも読みましても、基礎年金を入れた後に、その措置を踏まえて昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を図るんだと、こういうふうに言っているわけございまして、厚生省流には、厚生労働省流には一元化と統合という言葉があるというふうなことも聞いたりしますけれども、一元化というのはあくまでも制度的な統一じゃないんだというふうな見解に基づいているというふうなことも聞いてしまいますけれども、しかし、それもやはり精神として、すぐにはできないにしても、やはり職業によって違う制度に入るということはなくすと。やっぱり公平な制度で一元化された中に国民ひとしくいる状況を作るということはやはりあるべき姿だと思いますので、そのことに向けてやはり着実に歩みを進めていただきたいと思うんですが、大臣、そのことについて決意を一言お願いします。

○国務大臣（坂口力君） これは、基礎年金のところは一元化をするというのでかなり進んだわけでございます。

問題のところは、いわゆる自営業の皆さん方でありましてとか第一次産業の皆さん方と、そしていわゆるお勤めの皆さん方との間の一元化というのは、これは何もかも同じにしてしまうということが一元化なのか、それともそれぞれのお立場を踏まえた形でこれは一本化をしていくということなのか。その辺のところは私は議論のあるところだというふうに思っておりますが、制度をそれ全体でしていくということは、それは望ましいことだと

うふうに思っております。ただ、すべてのどんなところにお勤めの皆さん方も一つのこと
でそれを作り上げていくというのはなかなか無理な面もあるというふうに思っております。

○辻泰弘君 御説明も理解いたしますけれども、やはりあるべき姿を追求して私どもも取
り組みたいと思います。そういう見地からお取り組みいただきたいと思うんですが、いず
れにいたしましても、年金制度の一元化等の議論を進める過程において、やはり国共済、
地共済、私学共済とあるわけですが、それぞれの財政見通しというものも当然提示されて
しかるべきだと思うわけでございます。現にお作りになって出していらっしゃるわけです。

ただ、それが五年ごとの再計算のときの、国共済なら十月に出される、地共済は十二月
に出されると、こういうことになっているわけでございます。それは元々の年金法の中の
規定があつて、国共済だと主計局長、地共済だと自治省の、今は総務省ですけれども、自
治行政局長ですか、その方からの指示を受けて、こういうスタイルでやりなさい、いつや
りなさいと、こういう指示を受けて作るということになっておりまして、今年でいえば十
月にお出しになるというふうなことを聞いているわけでございます。

しかし、やはりこの国会審議において共済の議論もするわけですから、年金制度との連
動でやるわけですから、年金の厚年と国年の見通しは出される、またいろんなパターンも
出してくださるということになったわけですから、やはり共済のものも当然出して、
その議論も踏まえて、やはりこれからの社会保障制度いかにあるべきだと、こういうこと
で議論をすべきだと思うわけでございます。

そういう意味において、地共済、国共済、私学共済もでございますけれども、財政見通し
というのを早急にお取り組みいただいて提出していただくべきだと思うんですけれども、
財務省並びに総務省の御見解をお示してください。

○大臣政務官（山下英利君） お答えを申し上げます。

国共済の財政の再計算につきましては、保険者たる国家公務員共済組合連合会がこれは
少なくとも五年ごとに行うというふうな形になっております。そして、今回の制度改正案
の内容を反映いたしまして本年十月まで、辻委員ただいま御指摘のとおり、本年十月まで
に行うこととしていただいております。

このため、現在、連合会におきまして再計算に向けまして基礎数値の整備等、システム
の構築の準備作業が行われているところでございまして、また一方では、ただいまお話も
ございましたとおり、国共済改正法案の審議に際しましては何らかの財政計算に基づき議
論できることが望ましいという御指摘もございまして、私どもといたしましては、連合
会におけるデータの整備やシステム構築等の準備状況を踏まえながら、改正法案の審議に
合わせて対応をさせていただくように、どんな対応ができるのか、検討していく所存で
ございます。

○政府参考人（久保信保君） 私どもの地共済年金、これの財政再計算につきましては、国共済同様五年ごとに行うということで、今年は、前は十二月だったんですけども、十月に地共済組合連合会が行う予定になってございます。

また、このたび提出をいたしました地共済法の一部改正案に基づきます将来の財政見通しの推計、これにつきまして、現在、システムの見直しでありますとかあるいはデータの整備といった準備を今やっておる最中ではございまして、今回の法案審議に合わせましてどのような対応ができるのかということについて検討させていただきたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 前回の再計算のときも、まだ法律が通っていない段階で、法案の段階で取り組まれたということがあるわけですが、決定する前にね。ですから、そういうことから見ても、そもそもその議論のときに出すべきなのは当然だと思っておりますけれども、前回、法案の段階でも作ったということも現実にあるわけですから、今も当然法案の段階でできると思っておりますし、出すべきだと思いますので、是非その点についてはしっかりとお取り組みをいただきたいと、このことを強く申し上げておきたいと思っております。

最後に、労災のことで一つお聞きしておきたいと思っております。

積立金が七兆円あるわけですが、これが結局預託されているだけで、経常的にはもう収入で毎年成り立っているわけなんです。七兆円がはっきり言いましてもったいないような状況になっているわけです。

積立方式だと言われるわけですが、このことについて、私はあるべき姿を一度またじっくりと議論したいと思うんですけれども、財政見通しをこれも本当は出して七兆円のことを議論すべきだと思うんですけれども、その点について大臣の御所見をお伺いして、私の質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣（坂口力君） この労災の問題は、民営化の問題が出ましたりいろいろあるわけですが、私は、労災というのは、なかなか民営化ではやっていけない事業所への例えば立入り権限でありますとかそうした問題もございまして、ここはなかなか民営化は難しいのではないかとこのように、率直にそう思っております。

その中身でございまして、七兆円あるものですから、これはようけ持ち過ぎているからこれをもっと減らせというお話があるわけですが、しかし、これは、それぞれ障害を持たれた皆さん方が生涯の年金として、労災で年金としてお出しするものを積み重ねてでき上がっているわけですが、この年金額を減らすということになりますと、今労災で障害を持たれた皆さん方の生涯の年金が支払がなかなか難しいということになってまいりますので、その七兆円をなくしようという意見には、私は反対をいたしております。

ただ、この在り方、今後の運用の仕方とかそういうことにつきましては、これは議論を

しなければいけないというふうに思っておりますので、そこはいろいろまた御議論をいただきたいと思っております。

○辻泰弘君 以上で終わります。